

令和3年12月14日

明石市議会議長  
榎 本 和 夫 様

明石市議会議員

梶 原 成 人  
出 雲 晶 三  
大 西 洋 紀

議案第107号 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のことに対する修正動議について

上記の動議を地方自治法第115条の3及び明石市議会会議規則第16条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

(別紙)

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のことに対する  
修正案

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例の一部を以下のとおり修  
正する。

修 正 案	原 案
<p><u>(削 る)</u></p>	<p>(支援金の支給)</p> <p><u>第9条 市は、次に掲げる市民に対して、除斥期間(民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)第724条後段の規定をいう。)にかかるらず、300万円の支援金を支給するものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>第2条第2号アからウまでに掲げる者であって、令和3年7月1日からこの条例の施行の日まで引き続き市民であるもの</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号に掲げる者に準ずる者として、次条第1項に規定する審査会が支援金の支給を必要と認める者</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>前項の規定による支援金の支給は、1人につき1回に限り行うものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">3 <u>前2項に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: right;">(旧優生保護法被害認定審査会)</p> <p><u>第10条 市は、支援金の支給要件その他必要な事項を審査するため、旧優生保護法被害認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>審査会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p class="list-item-l1">3 <u>審査会の委員は、旧優生保護法に基づく被害問題に関し、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。</u></p> <p class="list-item-l1">4 <u>前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>以 下 略</p>	<p>以 下 略</p>

備考

- 1 修正部分は、下線の部分である。
- 2 修正の欄に「（削る）」とある場合は、原案の欄の修正部分を削る。
- 3 原案の欄に「（新設）」とある場合は、修正の欄の修正部分を加える。

(修正理由)

本修正案は、明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例案に対し、支援金の支給に関する規定を削除するため、条例の一部を修正しようとするものである。